

令和6年3月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年3月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	20番	吉 川 弘

欠席委員（0名）

事務局職員（2名）

事務局長 笹 本 厚 史 主 幹 大 川 泰 裕

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
- 議案第5号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第6号 神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について
- 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第8号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第4号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時35分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年3月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に14番田内一郎委員、15番溝口竜生委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第8号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、自家消費のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画はジャガイモです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。本案件につきましては、事務局の説明のとおりで

ございます。兄妹間の所有権の移転ということで、申請者は現在、美容院を営んでいるとのことですが、家庭菜園でジャガイモを耕作して自家消費をするとのことをお話をいただきました。担当委員としては、問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なる慎重審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が賃貸する農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台で、農作業に従事する日数は年間214日、耕作計画は米とサツマイモです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。先日、申請代理人から連絡がありました。内容については事務局の説明のとおりです。担当委員としては、許可相当と判断いたします。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、クワ3丁で、農作業に従事する日数は年間180日、耕作計画は米と大根です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。3番山中悦朗委員。

3番 はい、3番山中です。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。申請地は、市街化区域内の農地の権利移動でございます。問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-1、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおり

りでございます。転用の目的は、長屋住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。3月5日に現地確認を行ないました。申請内容は事務局の説明のとおりです。現地は長年耕作しておらず、周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないと判断いたします。更なる委員のご審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-2、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、駐車場の設置に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。本案件について先日現地確認をしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。申請地は、申請者の自宅に隣接している土地で、周辺は住宅街化しており、自宅の駐車場として使いたいということで、担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なる審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-1、農地法第5条の規定による
許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第3号-1の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は資材置場ということで、使用貸借に
よる使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を3月7日に行いました。申請内容につい
ては事務局の説明のとおりであります。申請地は、自動車修理工場の車両
置場が手狭となり、車両等の仮置き場が必要となったため、資材置場とし
て利用したいとのことであります。申請地は、農用地区域外で区域指定地
内であり、住宅地等に隣接しているので、やむを得ないと判断いたしまし
た。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は砂利洗浄地としての一時転用ということで、賃借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は、許可の日から12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日、現地確認をしました。内容については事務局の説明のとおりです。周辺に影響が無いよう安全に作業をするということで、問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第3号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、現地確認をしました。周辺は住宅地で今後も住宅が増えるような地域でした。申請地は、幹線道路にも面しており、やむを得ないと思います。皆様の更なる審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)の審議付託について
を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、神栖市農用地利用集積計画(案)
の審議付託について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては
は、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5
条の規定に基づき議案書に記載されている6筆について意見が求められ
ているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書
のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、神栖市農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取に
ついてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第5号、神栖市農用地利用集積等促進
計画(案)の意見聴取について事務局よりご説明いたします。当該議案に
つきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19
条第3項の規定に基づき議案書に記載されている31筆について意見が
求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等

は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、神栖市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第6号、神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について事務局よりご説明いたします。お手元の議案書のとおり、令和6年3月11日付で須田芳雄推進委員より辞表が提出されております。こちらの推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に基づき農業委員会の同意を得ることが必要となっていることから、その辞任について皆様にお諮りするものでございます。また、事務局といたしましては、同意がなされた場合に、その推進委員の欠員の補充に関することや、その欠員となった担当地区の取り扱いについても、会長や皆様にご相談しながら進めて参りたいと考えているところでございますが、そちらにつきましても、当該議案に関連する内容となりますので併せて皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時55分>

<再開：午後3時56分>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

14番 はい、議長。

議 長 14番、田内一郎委員。

14番 14番、田内です。事務局から説明がありましたが、私の担当地区の推進委員が辞められるということで、もし補充した場合、スケジュール等はどうなりますか。

議 長 事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 事務局長の笹本です。田内委員よりご質問のありました、補充をした場合のスケジュール等でございますが、推進委員の任命につきましては、神栖市農業委員会の委員の候補者選任に関する規則に基づき、約1ヶ月間の候補者募集を行い、神栖市農業委員候補者評価委員会で候補者の審議をして頂いてから任命となります。このようなことから、最短では、令和6年7月の任命となり、任期は、残任期間の令和7年3月末までの9ヶ月間となります。事務局からは以上でございます。

14番 はい、議長。

議 長 14番、田内一郎委員。

14番 14番、田内です。事務局から説明がありましたが、推進委員の欠員の補充に関することや担当地区の取り扱いについては、法的に推進委員は会長による委嘱なので、それは会長一任ということでいかがでしょうか。

議 長 ただ今、田内委員から会長一任ということでとの意見が出ましたが、その他ございませんか。

議 長 質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することとし、欠員となった推進委員の補充や、その担当地区の取り扱いについては、会長一任ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり同意することとし、欠員となった推進委員の補充や、その担当地区の取り扱いについては会長一任ということで決定いたします。

議 長 暫時休憩いたします。

<休憩：午後4時01分>

<再開：午後4時02分>

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 事務局長の笹本です。議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局よりご説明いたします。「最適化活動の目標の設定等」につきましては、農林水産省より、毎年3月中に翌年度の目標を設定し、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、4月末までに、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するよう通知があったところでございます。つきましては、この度、令和6年度の目標を設定いたしましたので、議案書のとおり報告するものであります。なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり策定し、公表することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり策定し、公表することと決定いたします。

議 長 次に、議案第8号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第8号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は3月22日金曜日、調査委員は山中農地

副部長、担当地区委員の安藤委員、別案件担当の池田委員、事務局2名と私の6名で行いました。番号1矢田部地内の農地の状況は、既に家が建っており、宅地として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1の調査にあたっては、3月8日金曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部長、事務局2名と私の5名で行いました。また、法務局照会番号2ないし番号3の調査にあたっては、先程の議案第8号と同様に行いました。最初に、番号1大野原地内の農地の状況は、建物が建っており非農地と判定いたしました。次に、番号2奥野谷地内の農地の状況は、雑木や笹竹等の繁茂により荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3深芝地内の農地の状況は、雑木等の繁茂による狭小地であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2

号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年3月8日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年3月11日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は建築資材置場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年2月20日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年2月22日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年2月27日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号4についてご報告いたします。当該届出の借受人、貸付人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は児童厚生施設であり、貸借による賃借権の設定ということで、令和6年2月28日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号5についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、贈与による所有権の移転ということで、令和6年3月8日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和6年2月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による許可申請のなかで、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和6年3月18日に開催されました農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年3月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時10分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人